



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)  
代 表 者 名 代表取締役社長 国谷 一彦  
(コード番号 1719 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション部長 木野 敏久  
(TEL. 03 - 3575 - 6094)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を本年6月29日開催予定の2023年3月期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

2023年2月27日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」(※)で開示いたしました通り、当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化と、業務執行の機動性向上により、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と持続的な企業価値向上を図ることを目的に、2023年6月開催予定の2023年3月期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。

これに伴い、必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

※2023年5月12日付「(開示事項の変更) 監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」で役員人事の一部変更を開示しています。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年6月29日
定款変更の効力発生予定日	2023年6月29日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、<u>議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② (条文省略)</li> <li>③ (条文省略)</li> </ol> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> &lt;削 除&gt;</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、保存する。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)は12名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② (現行どおり)</li> <li>③ (現行どおり)</li> </ol> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 219 438 250">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="204 488 368 519">(代表取締役)</p> <p data-bbox="188 533 783 609">第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="188 712 464 743">第 23 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="204 801 480 833">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="188 846 783 1057">第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="268 1070 783 1191">② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="188 1249 592 1281">第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 1348 379 1379">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="204 1706 448 1738">(取締役会の議事録)</p> <p data-bbox="188 1751 783 2007">第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。</p> <p data-bbox="188 2065 464 2096">第 28 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="914 174 1190 206"><u>終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="890 219 1406 430">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="826 488 991 519">(代表取締役)</p> <p data-bbox="810 533 1406 654">第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="810 712 1118 743">第 23 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 801 1102 833">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="810 846 1406 1012">第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="890 1070 1406 1191">② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="810 1249 1246 1281">第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 1348 1222 1379"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p data-bbox="810 1393 1406 1648">第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p data-bbox="826 1706 1070 1738">(取締役会の議事録)</p> <p data-bbox="810 1751 1406 2007">第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。</p> <p data-bbox="810 2065 1118 2096">第 29 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 30 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 30 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。</u></p> <p><u>(監査役会規定)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 39 条～第 41 条 （条文省略）</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 42 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</u></p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第 36 条～第 38 条 （現行どおり）</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 39 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 40 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、2023 年 3 月期定時株主総会  <u>終結前の監査役 (監査役であった者を含  む) の行為に関し、会社法第 426 条第  1 項の規定により、取締役会の決議によ  って、同法第 423 条第 1 項の損害賠償  責任を、法令の限度において免除する  ことができる。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措  置)</u></p> <p>第 2 条 2023 年 3 月期定時株主総会終結前の社  外監査役 (社外監査役であった者を含  む) の行為に関する会社法第 423 条第 1  項の損害賠償責任を限定する契約につ  いては、なお同定時株主総会の決議に  よる変更前の定款第 38 条第 2 項の定め  るところによる。</p>